

第 12 回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 18 年 4 月 3 日 (月) 10:00 ~ 12:20
- 2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、清水委員、新村委員、大戸委員、野田委員、森委員
- 4 議 題 「中間とりまとめ」に対する意見等について

5 結果概要

事務局から、資料 1 に基づき、「中間とりまとめ」に対する意見等に係る論点について説明し、審議を行った。

主な審議結果は次のとおりである。

(1) 統計データの二次的利用関係

ア オーダーメイド集計の要件等

学術研究の成果の取扱いについて審査するとはどのような趣旨かとの質問があり、研究成果が何らかの形で社会に還元・公表されるかといった形式面の審査になるのではないかとの説明があった。

教育目的の利用について、例えば統計の集計等について教育するためのデータ集のようなものを作成することはできるのかとの質問があり、これまでの議論ではある程度高度な利用を想定していたが、実際にそのような利用が想定されるのであれば検討することも否定されるものではないとの説明があった。

オーダーメイド集計の依頼や匿名標本データの提供の判断の基準を作成するのかとの質問があり、おそらくそのようになるのではないかとの説明があった。

学生の学術研究目的の申請主体は学生自身ということでのよいのかとの質問があり、教授の推薦状等は学術研究目的の立証材料として例示しているのみであり、そのように考えているとの説明があった。

「学術研究目的」や「営利企業」等それぞれの定義をはっきりさせるのか、申請書を見て判断できるような明確な基準が作れるのかとの意見があり、法律上は広く二次的利用を認めていくという基本的な考え方をとった上で、その中で認められない場合を個別に整理していく形がよいのではないかとの説明があった。

中間とりまとめの考え方では調査票等の統計データの使用の判断を各調査実施者に委ねることとしているが、各調査実施者がどのような理由で却下したのかを把握して、各調査実施者のところで使用が認められる範囲が狭くなることのないよう、総務省の関与を残すべきではないかとの意見があり、中間とりまとめの考え方でも、使用を認めなかった場合についても何らかの形で総務省に報告してもらうことを想定しており、それにより対応していくことを考えているとの説明があった。

イ オーダーメイド集計等の努力義務

統計法は正確な統計を作ることを目的とする法律であって、あらかじめ政府が想定しなかった使い方については、法律上許容するに止め、あとは政策的に促進するための行政施策を講じていくという考え方でもできるのではないかとの意見があり、確かに今は真実性の確保が統計法の主目的であり、利用面の規定が足りないのでは

ないかということが言われているとの説明があった。

例えば統計の利用について目的規定に記述すれば努力義務規定を置くこともおかしくはないのではないかとこの意見があったが、利用拡大に反対はしないが、調査対象者に不安を与えてしまうと指定統計自体さえ作れないことにならないかという点も心配であるので、やはり妨げになっているものを制度上取り除けば足りるのではないかとこの意見があった。

各調査実施者の努力義務とする場合、利用者に申請権は付与されるのか、行政手続法上の「申請」にするのかとの質問があり、申請権を付与するものではなく、行政手続法上の「申請」ではないという方向で整理することを考えているとの説明があった。

指定統計調査の調査票の使用については、上記の考え方をとった場合、現在よりも二次的利用が後退することになるのではないかとこの意見があった。

行政手続法上の「申請」の場合には、申請を拒否する場合には理由の提示が必要であり、また、理由の中で予め設定した審査基準との関係を示さなければいけないという判例も出ている。行政手続法上の「申請」にはしない場合でも、ガイドラインの策定等により、同法の趣旨に沿った運用を行うべきであるとの意見があった。

利用を拡大するとしても、安全・確実にやっていくため、ある程度の時間をかけて一步一步進んでいく必要があると考えているとの説明があった。

利用を促進するため、各調査実施者に積極的に協力してほしいという趣旨で、努力義務規定があった方がよいのではないかとこの意見があった。

ウ オーダーメイド集計等の業務の受託機関

匿名標本データの作成のみではなく、提供まで営利企業が受託することを認めてよいのかとの意見があり、調査そのものの民間委託の議論では、営利企業が調査を受託することは制度的におかしいという話にはなっておらず、秘密の保護等をきちんと担保すれば、営利企業だから受託できないという理由を説明することは難しいのではないかとこの説明があった。

エ 複数の調査にまたがるオーダーメイド集計

複数の調査にまたがるオーダーメイド集計は、司令塔機能の一環として総務省が受託することにすればよいのではないかとこの意見、分散型統計機構の中では、調査実施者に努力義務を課すのみではなく、統計の利活用を促進する組織・機能が必要ではないかとこの意見、将来的には全て一元化したデータアーカイブを創設することが理想的であり、司令塔機能の一部として整備するという方向性だけでも明示してはどうかとの意見があった。

オ オーダーメイド集計サービスの内容

集計以上の分析サービスについては、努力義務までは課す必要はないのではないかとこの意見があった。

かつて科学研究費を得て行った研究の一環として、回帰分析の実施までをサービスとして実施した経験から言うと、個票に触れなければ得られない情報・パラメー

ターを使った分析まで含めておかないと、オーダーメイド集計に対するニーズは出てこないのではないかとこの意見があった。

「オーダーメイド集計」という用語の語感から、単純に「集計」の業務だけが対象となっている印象を受けるので、回帰分析などの分析の業務も読み込めるようにすべきとの意見が、「オーダーメイド集計」には回帰分析などの分析を含むことを前提に法制化に当たり検討することとしたいとの説明があった。

(2) 統計調査の民間委託関係

ア 秘密保護義務の規定

特に委員からの意見はなかった。

イ 秘密漏洩に係る罰則を適用する対象者の範囲

受託業務を担当しない受託者の従業員等にかかる罰則等については、統計調査の実査以外の事務の多くは民間に委託されているが、秘密が漏洩したという事例もなく、一般的な個人情報保護法制で規定されていないことを統計についてのみ規定することは難しいのではないかとこの説明があった。

一般的に情報を盗む行為の罰則は整備されておらず、情報一般に関する議論との関係も考慮しておく必要があるのではないかとこの意見があった。

例えばネットワークに繋がったパソコンではデータを取り扱わない等、受託機関の適正管理義務やファイアウォールの内容を、あらかじめ明確に決めておくことが必要になってくるのではないかとこの意見があった。

ウ 統計の改ざん行為に係る罰則を適用する統計調査の範囲

特に委員からの意見はなかった。

エ 受託業務に必要な資質の規定

統計調査員の能力等に係る調査規則の規定は統計法第12条第2項が根拠であるとする、民間の調査員等の受託業務に必要な資質等を調査規則に規定する場合には、統計法第12条と同様の規定は必要ないのかとの質問があり、現行の調査規則は統計法第3条第2項と第12条第2項の両方が根拠となっており、法律上の手当をする方法もガイドラインで対応する方法も両方あると考えているとの説明があった。

今後、民間委託の推進に伴って多様な組織が統計調査の業務に参入してくることが考えられ、ガイドラインの根拠規定のようなものがあつた方がよいのではないかとこの意見があり、これに対し、例えば市場化テスト法の考え方は、民間が実施する場合に妨げになる規定がある場合に特例で除くこととしているものであり、そのような規定をあえて設けた場合には、本来自由にできることを制限することになってしまうのではないかと、市場化テストについては現在、受託者に求められる要件等について検討をしている最中であり、今の時点で判断することは困難ではないかとこの説明があった。

報告書の書き方としては、「法律上の要件等を定める必要はない」と断定するのはなく、「検討する」等の書きぶりにしておいたほうがよいのではないかとこの意見が

あった。

オ 法定受託事務の民間開放

地方公共団体の間でもともと均一性が保持されているのか、調査系統の均一性の問題と、業務の質の均一性の問題を混同しているのではないかとの意見があった。

法定受託事務は地方公共団体の事務であって、責任を持つのは地方公共団体ということであれば、それぞれの判断で民間委託を行っても調査系統の変更ではないのではないかとの意見があり、確かに民間委託を行っても地方公共団体に責任はあるが、それと調査系統など技術的観点とは別の問題であるとの説明があった。

中間とりまとめ後の市場化テスト法案の提出などの状況を踏まえれば、中間とりまとめにあるような法定受託事務を包括的に民間委託することは困難ではないかとの記述については、何らかの修正をせざるを得ないのではないかとの意見があった。

6 今後の予定

今回は平成 18 年 4 月 17 日に開催を予定し、統計法制度に関する研究会の最終報告書案について審議を行うこととされた。